



# DV

## ドメスティック・バイオレンス



DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある、  
又はあった者から振るわれる暴力です。

DVは、犯罪となる行為も含む  
**重大な人権侵害**です。

家庭内や個人的な関係において行われるため、  
潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい  
という特性があります。

DVは身近なところでも起きている  
他人事ではない問題です。

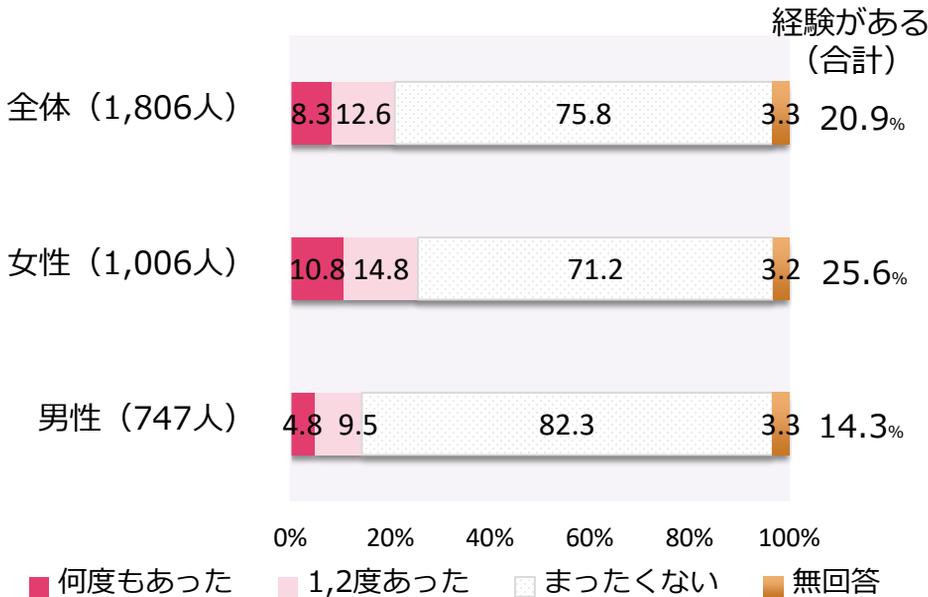
誰もが被害者にも加害者にも  
傍観者にもならないために  
DVについて考えてみましょう。



# DVは身近な問題です

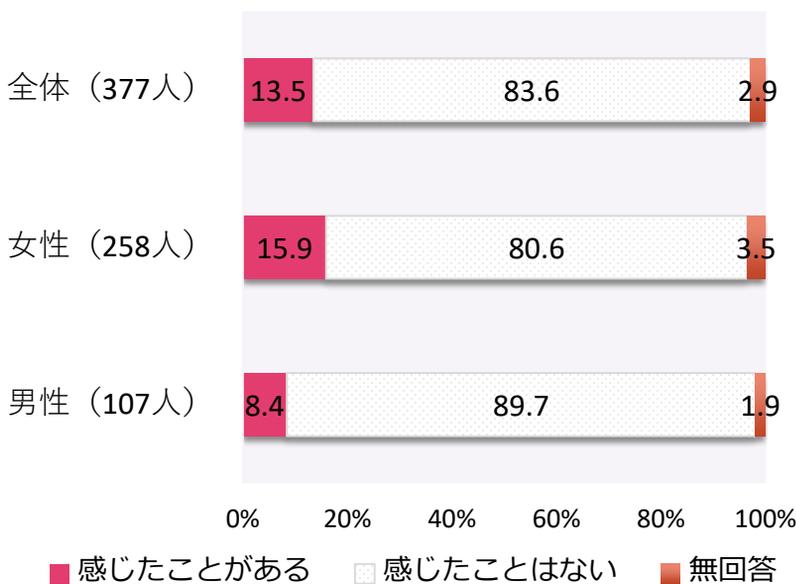


## 配偶者等からの暴力被害経験



何らかの暴力の被害経験がある人は5人に1人(女性4人に1人(25.6%))

## 配偶者等からの暴力により命の危険を感じたことがあるか



被害経験がある女性のうち6人に1人(15.9%)が、命の危険を感じたことがある

# 暴力とは？ 身体的暴力だけでなく暴力

DVは弱者への**支配とコントロール**（心理操作）と言われています。相手を支配するための手段として様々な「暴力」を選び、相手の逆らう力を奪っていきます。暴力は単独で起こることもありますが、多くはいくつかの暴力が重なって起こっています。

## 身体的暴力

- 平手でうつ
  - 足でける
  - 髪をひっぱる
  - ものを投げつける
  - 突き飛ばす
- など



## 精神的暴力

- 大声でどなる
  - 何を言っても無視したり、不機嫌な態度をとったりする
  - 大切にしているものを壊したり、捨てたりする
  - 交友関係や行動をチェックする
- など



## 経済的暴力

- 生活費をわたさない
  - 外で働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりするなど
  - 貯金を勝手に使われる
- など



## 性的暴力

- 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる
  - 嫌がっているのに性行為を強要する
  - 中絶を強要する
  - 避妊に協力しない
- など



## 子どもを利用した暴力

- 子どもへ危害を加えると脅す
  - こどもの前で暴力をふるう
  - こどもの前で被害者を非難、罵倒する
- など

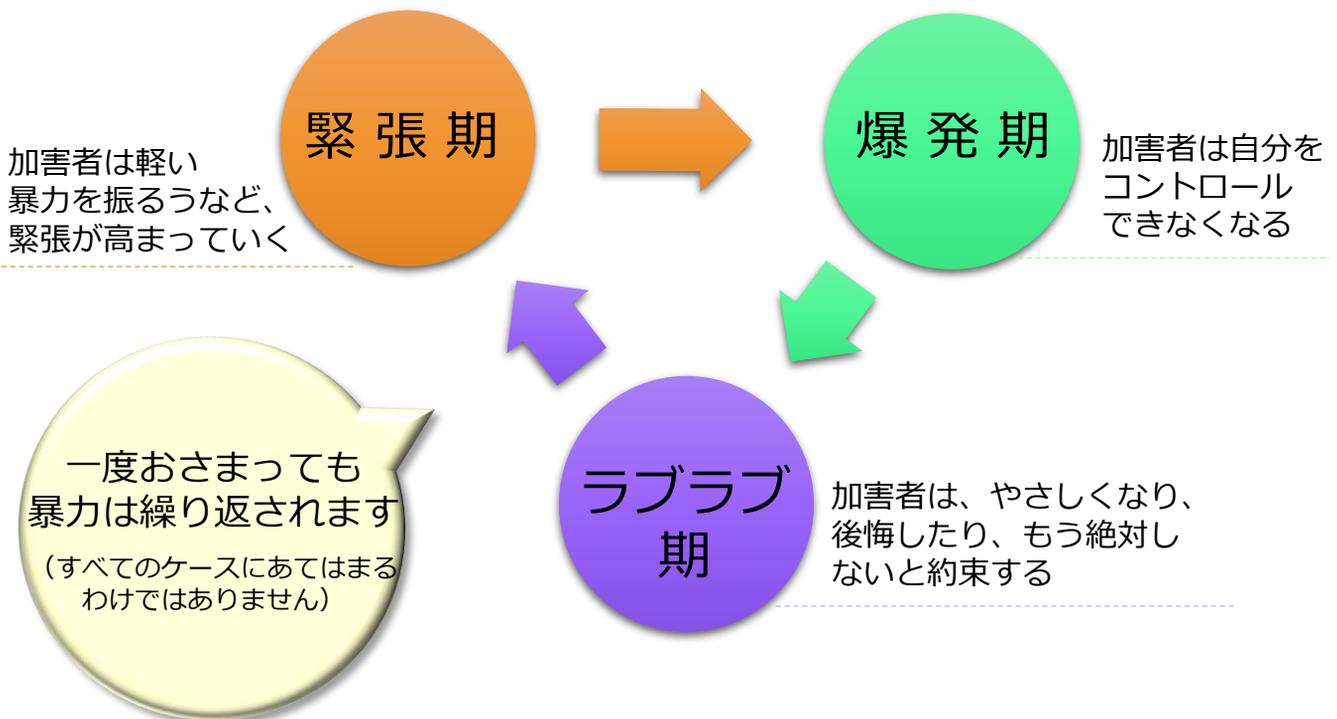
# DV加害者の特徴

## ▶ 暴力を振るうのは特別な人？



- ▶ 年齢・学歴・性別・職業に無関係
- ▶ 人当たりが良く、社会的信用もあり、周囲からは「家で妻に対して暴力を振るっているとは想像できない」と思われている人もいます。
- ▶ 「自分の所有物」という考えで、相手を支配しようとしています。

## ▶ 繰り返される3つのサイクル



DVの被害者は性別を問いません。しかし被害者の多くは女性です。背景には、男女の固定的な役割分担意識、相手を自分より低く見る意識、経済力の格差の他、（加害者でなく被害者の落ち度を責めたりする）暴力を容認しがちな社会風潮など個人の問題として片づけられないような構造的な問題も大きく関係しています。

# 逃げないのではなく逃げられない

被害者は、繰り返される暴力によって、自分に自信が持てなくなったり、心が疲れ果て逃げる力や相談する力を失っている場合があります。他にも、経済的な不安など暴力を振るわれていても容易に逃げる事ができないなど様々な問題が隠れています。

## 無力感

自分は夫から離れる  
ことができない…  
-----  
助けてくれる人は  
誰もいない

## 恐怖感

逃げたら  
殺されるかもしれない

## 複雑な心理

暴力を振るうのは  
私を愛しているからだ  
-----  
きっといつか  
変わってくれる…

## 経済的な問題

夫の収入がなければ  
生活できない…

## こどもの問題

こどもを  
巻き込みたくない  
-----  
こどもの  
学校を変えなくては

## 失うもの

仕事を辞めなくては…  
-----  
住み慣れた場所を離れ  
なければならないかも…



# DVと子どもへの暴力

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があります。2004年に改正された児童虐待防止法では、子どもに暴力を目撃させることは「児童虐待である」と定義されました。

## 加害者からの暴力

加害者は被害者へのDVと、子どもへの直接的な虐待行為（身体的虐待、性的虐待など）を行っている。

## 被害者からの暴力

被害者は自分の受けている暴力がもたらした極度のストレスや心的外傷の結果として、子どもを虐待する場合があります。

## 面前DV

（子どもの前でDVが行われる）

子どもの目の前で加害者が被害者に暴力を振るう。

など



## 子どもへの影響

DVは、子どもの成長にとって**大切な安全・安心**を根底から壊してしまいます。そして、子どものこころやからだに様々な影響を与えているといわれています。

- ▶常に緊張を強いられ、安全感や安心感が育たない
- ▶自分がDVの原因だと思う罪悪感やDVを止められない無力感を持つ
- ▶他者を信頼できない
- ▶強者が弱者を支配するのが自然「弱いこと」が悪いと考えるようになる
- ▶自己評価が低くなる
- ▶暴力で問題を解決しようとする

など

【資料】内閣府男女共同参画局ホームページ「ドメスティック・バイオレンス（DV）とは」2023年6月閲覧

# 友達や家族などから相談されたり 被害に気づいたら...



どんな理由であっても、暴力は許される行為ではありません。被害者はあなたを信頼して打ち明けてくれています。もしあなたが、身近な人から相談されたり、DVの被害に気づいた時には、相手の気持ちを受け止めて**専門機関に相談できるよう**その人を支えてください。



## 安全を優先しましょう

DVは、命に関わる危険を伴う問題です。相談を受けたら、被害者の安全を確保することが最優先課題です。危険だと感じたら、迷わず警察などへ相談するよう伝えてください。



## 「あなたは悪くない」と伝えましょう

被害者は、暴力に耐え続ける生活の中で身も心も傷つき、無力感や孤立感を抱いています。「あなたは悪くない」と繰り返し伝えましょう。



## 被害者の気持ちをそのまま受け止めましょう

自分の価値観で諭したり「あなたが気に障ることを言ったのでは？」「我慢が足りないのでは？」などと非難しないでください。



## 秘密を守りましょう

話の内容が加害者の耳に入ると暴力がエスカレートする恐れがあります。被害者の承諾がない限り聞いた話を他人に話さないでください。



## 情報提供をしましょう

専門の相談機関や、DVについての正確な情報を提供してください。そのことが被害者にとって大きな力になるはずです。

# あなたを守るための法律があります

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等に関する法律 (DV防止法)



配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

### 配偶者

- ▶ 男性・女性を問いません
  - ▶ 事実婚や元配偶者※も含まれます
- ※ 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合

### 暴力

- ▶ 身体のみならず精神的・性的暴力も含まれます
- ※ 保護命令申し立ては身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象  
(令和6年4月1日から心身に重大な恐れが大きい時が含まれます)

**Q** この法律は外国人にも適用されるの？

**A** 国籍や在留資格を問わず、日本にいるすべての外国人にも適用されます。

**Q** 同居している交際相手は適用されるの？

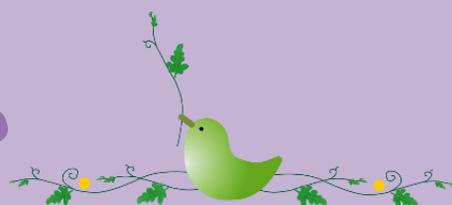
**A** 生活の本拠を共にする交際相手、「元生活の本拠を共にする交際相手」から引き続き暴力を受ける場合も性別を問わず適用対象です。  
※ 「生活の本拠を共にする交際」に当たるかどうかの判断は、お近くの相談窓口にお問い合わせください。

**Q** 別居中の配偶者にも適用されるの？

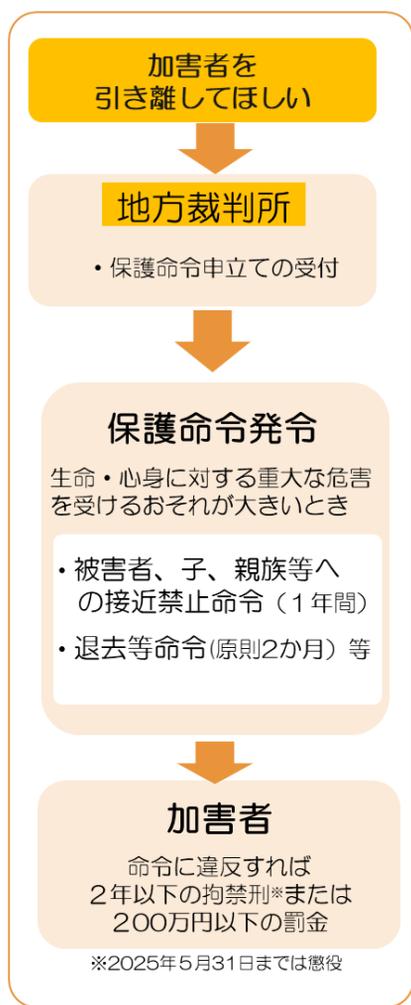
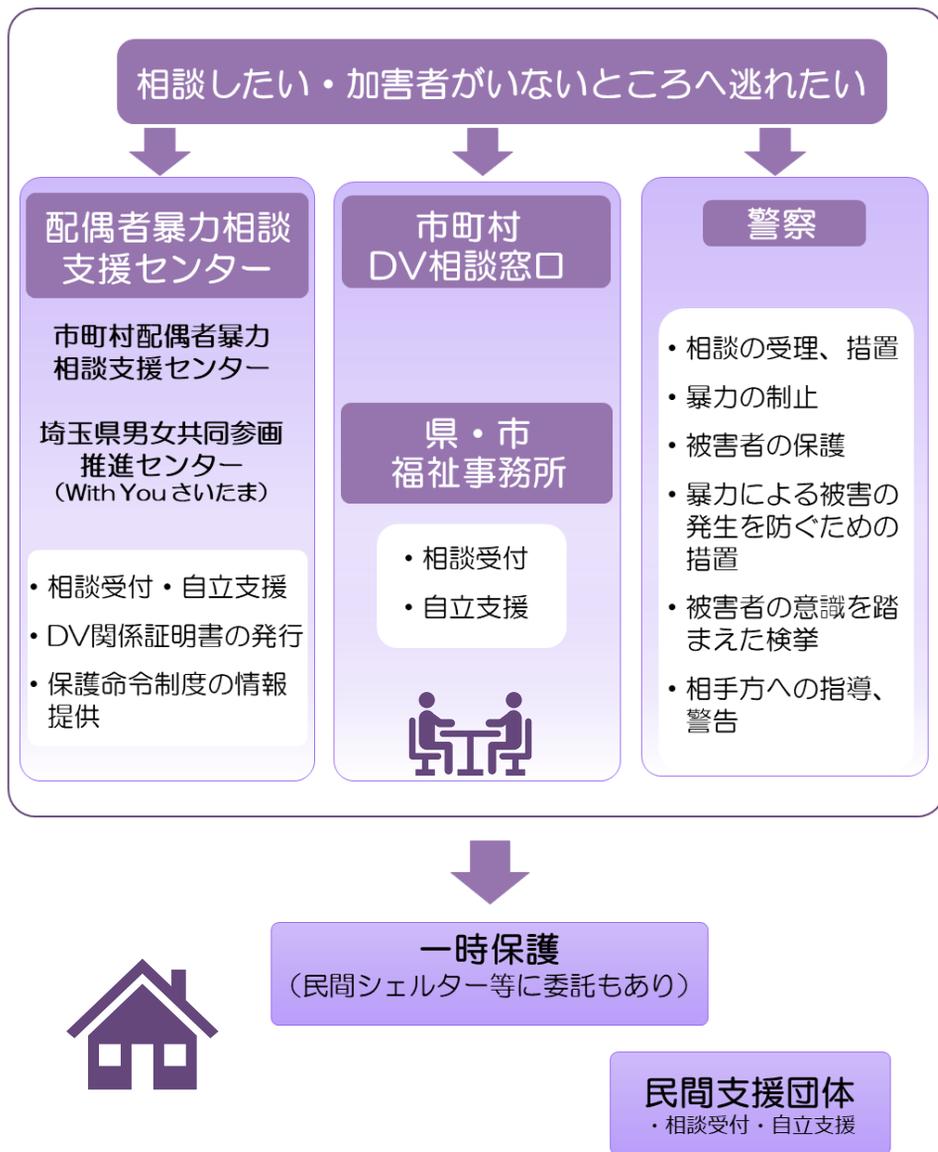
**A** 同居していようが別居していようが関係ありません。別居中の配偶者から暴力を振るわれている場合も対象です。



# DV被害者支援の流れ



令和6年4月1日現在



令和6年4月1日「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

これによって被害者への接近などを禁じる裁判所の「保護命令」の対象拡大等が図られました。

さらに詳しく  
知りたい方へ

配偶者暴力防止法令5年度改正の詳細▶



DV被害者支援に関する情報▶



# ひとりで悩まず相談してください



あなたの話を受けとめて、力になりたいと思っている人はいます。ひとりで悩まず相談してください。

## With You さいたま（埼玉県男女共同参画推進センター）

### さまざまな悩み相談

☎048-600-3800

### DVに関する相談

☎048-600-3700

月曜日～水曜日、金、土曜日 9時30分～20時30分

日曜日、祝・休日 9時30分～17時

（木曜日、年末年始を除く）



相談利用案内

### 男性のための電話相談（男性臨床心理士による男性のための電話相談）

☎048-601-2175

毎月第1及び第3日曜日（年末年始除く） 11時～15時

## お悩みチャット@埼玉

日曜日・水曜日・金曜日 15時～20時30分

（年末年始除く）



悩みチャット@埼玉

## 埼玉県福祉事務所

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（祝日、年末年始除く）

### 東部中央福祉事務所

☎049-737-2132

### 北部福祉事務所

☎0495-22-0140

### 西部福祉事務所

☎049-283-6780

### 秩父福祉事務所

☎0494-22-6228

## 各市町村

### DV相談窓口

最寄りの警察署 **緊急の場合は迷わず110番**

### DV相談+（プラス）

☎0120-279-889（つながはやく）

24時間受付



DV相談+（プラス）

